

教育委員会9月定例会議事録

会議名 教育委員会9月定例会
開催日 令和7年9月29日（月）午前10時30分～午前11時21分
開催場所 議会棟5階 第2委員会室
出席者 荒木教育長、有山教育長職務代理者、中川委員（オンライン）、中澤委員、山口委員、中村委員

事務局等出席者

藏守教育次長兼教育委員会事務局長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、山口教育監、山口教育委員会事務局次長兼施設給食課長、山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、浦戸教育政策総務課長、村井施設給食課課長兼学校給食センター所長、大坪施設給食課課長、坂本学務課長、古田教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長、岡元社会教育推進課長、山下教育政策総務課係長、幸前教育政策総務課副係長、池田（教育政策総務課担当）

○荒木教育長

それではまず、開会に当たりまして、確認事項でございます。中川委員におかれましては、遠方からの参加となるため、寝屋川市教育委員会規則第5条第1項の規定により、これを承認しております。

それでは、ただ今から教育委員会9月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は山口委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が6件、議決事項が2件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。

教育委員会定例会の議案書、議案第25号に関する別冊資料「令和6年度教育に関する事務の点検・評価報告書（案）」でございます。

なお、教育長及び委員の皆様に配付しております、報告第26号から報告第30号に関する資料は、個人情報が含まれておりますので、会議終了後、机上に置いてお帰りください。

以上でございます。

○荒木教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ「8月・9月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

8月・9月の一般事務報告をいたします。

まず、9月1日に教育行政事務の点検及び評価に関する会議を開催いたしました。

次に、令和7年9月市議会定例会につきましては、9月4日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、9月8日に予算決算常任委員会（全体会）、9月16日から9月18日に一般質問、9月24日に文教生活常任委員会協議会が開催されました。そして本日、9月29日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況につきましては、8月5日から9月12日までに、継続の後援が12件ございました。1件目は、大阪府公立小・中学校美術教育研究会による、「大阪府公立小・中学校美術教育研究会 第53回大会（北河内地区）」、2件目は、アドバンス寝屋川マネジメント株式会社による、「ねやがわイルミネーション2025」、3件目は、寝屋川市障害児者教育懇談会実行委員会による、「第47回障害児者のための教育・進路懇談会」、4件目は、非核平和のための寝屋川戦争・原爆展実行委員会による、「2025 非核平和のための寝屋川戦争・原爆展」、5件目は、淀川河川公園ふれあいマラソン実行委員会による、「第10回淀川河川公園ふれあいマラソン」、6件目は、百楽の会による、「第13回百楽の会 アルカス寄席」、7件目は、寝屋川児童虐待減らそう会による、「映画『ラブ・ミー』無料上映会」、8件目は、寝屋川囲碁将棋連盟による、「第17回寝屋川市小中学生囲碁将棋大会」、9件目は、寝屋川市立校園PTA協議会による、「寝屋川市立校園PTA協議会 第42回バレーボール親善交流会」、10件目は、一般社団法人 寝屋川青年会議所による、「かわのまちフェスタ2025 第19回フットサルねやがわJC杯」、11件目は、ねやがわ発!!～みんなおいでよ～多文化フェスタ実行委員会による、「第16回 ねやがわ発!!～みんなおいでよ～多文化フェスタ」、12件目は、一般社団法人 ねやキッズ実行委員会による、「ワークタウンねや川 ねやキッズ 2025」でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、岡元課長。

○岡元社会教育推進課長

8月の一般事務報告をいたします。

8月21日に令和7年度第4回社会教育委員会議を開催いたしました。第4回では、令和8年度の社会教育施策につきまして、様々な御意見、御質問をいただき、議論をさせていただきました。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、村瀬課長。

○村瀬総合教育研修センター課長

8月の一般事務報告をいたします。

8月25日を開催いたしました教育フォーラム2025につきまして、今年度は、「全国学力・学習状況調査から見る求められる力と学びのあり方について」をテーマに開催いたしました。今年度は、市内幼・小・中学校の全教職員を対象に、オンラインにて実施いたしました。

参加者のアンケートでは、フォーラムの内容について「満足した」が91%、「今後の学校教育の方向性について理解を深めることができた」も91%となり、大変好評をいただきました。教員の感想からは「学力調査の結果分析から子どもたちの思考の流れやつまずきの発見など、分析したもの授業改善につなげられる道筋が大変分かりやすかった。実践につなげていきたい。」といった声がございました。今後も子どもたちの考える力の育成に向けた教職員研修の実施に努めてまいります。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に2ページ「9月・10月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から何かございませんか。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

9月・10月の行事計画を御説明いたします。

まず、10月7日に予算決算常任委員会（文教生活分科会）、10月15日に予算決算常任委員会（全体会）が開催されます。

次に、10月21日に中木田中学校へ学校訪問、10月22日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を予定しております。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

10月の行事計画を御説明いたします。

10月4日に中学校の体育大会、10月18日に小学校の運動会が開催されます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、坂本課長。

○坂本学務課長

10月の行事計画を御説明いたします。

10月11日に市立幼稚園におきまして、運動会が開催されます。運動会は各園とも午前中の開催となります。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、岡元課長。

○岡元社会教育推進課長

10月の行事計画を御説明いたします。

10月3日に第1回寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会、10月20日に第2回寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会の開催を予定しております。内容につきましては、第1回が委嘱状交付、選定基準方法等の決定を、第2回が第1次審査結果及び第2次審査の内容・説明方法についてを議案としております。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「9月・10月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしくお願ひいたします。

次に、3ページでございます。

報告第26号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第26号「職員の分限処分について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のと

おり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

4ページを御覧ください。

本職員は学務課の職員で、病気療養のため休業をする旨の診断書が提出され、令和7年8月22日から令和8年1月21日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

では、ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第26号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、5ページでございます。

報告第27号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第27号「職員の分限処分について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

6ページを御覧ください。

本職員は教育指導課の職員で、病気療養のため休業をする旨の診断書が提出され、令和7年8月30日から令和7年9月29日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

では、ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第27号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、7ページでございます。

報告第28号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第28号「職員の分限処分について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

8ページを御覧ください。

本職員は教育政策総務課の職員で、病気療養のため休業をする旨の診断書が提出され、令和7年9月2日から令和7年10月1日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

では、ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第28号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、9ページでございます。

報告第29号「職員の復職について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第29号「職員の復職について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

10ページを御覧ください。

本職員は教育指導課の職員で、令和7年9月29日まで休職発令を行っておりましたが、このたび、復職可能な診断書が提出され、令和7年9月5日から復職の発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

では、ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第29号「職員の復職について」を報告どおり承認す

ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、11ページでございます。

報告第30号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第30号「職員の分限処分について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

12ページを御覧ください。

本職員は社会教育推進課の職員で、病気療養のため休業をする旨の診断書が提出され、令和7年9月11日から令和7年10月10日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

では、ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第30号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、13ページでございます。

報告第31号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第31号「市長からの意見聴取について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

14ページを御覧ください。

令和6年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定（教育委員会関係分）の、1、決算

における「教育費」、令和6年度決算額は、121億9,379万円でございまして、対前年度比92.7%でございます。2、教育費の「性質別構成」内訳及び3、教育費の「項」別内訳については記載のとおりでございます。

続きまして、15ページ、「令和6年度決算に関する主要な施策の成果」の概要を御覧ください。事業名欄の「◎」は新規事業、「○」は拡充事業、「・」は継続事業を示しており、このうち新規事業及び拡充事業について、説明いたします。

1、エージェンシー型教育A c t 1 プラン、3,251万8,012円は0歳から15歳までの15年一貫教育・保育の実現に向け、市独自の就学前教育・保育プログラムに基づく事業を就学前施設で実施したものでございます。

3、留守家庭児童会の開所及び体制整備、5億5,698万3,581円は、保護者が就労等により自宅にいない子育て世帯のため、平日の放課後及び土曜日において、留守家庭児童会を開所し、安全・安心な居場所を確保し、児童の健全な育成を図ったものでございます。

10、部活動指導員派遣事業及び部活動コーディネーター配置事業、1,320万6,686円は、教員の働き方改革を進めるとともに、生徒が質の高い指導を受けることができるよう、専門性の高い部活動指導員を、部活動コーディネーターを中心に、各連盟や団体と連携し、配置したものでございます。

11、中学生サミット、86万1,300円は、全市立中学校の生徒会代表が集まり、生徒主体で校則等について議論・協議を重ね、市全体で共通理念の下に校則等を見直し、学校生活をより良いものにしようとする意識の醸成を図ったものでございます。

17、学校トイレリメイク緊急3か年事業、4億8,534万1,772円は、児童・生徒が快適に学べる教育環境の充実を図るため、小・中学校の校舎棟トイレの洋式化改修工事を実施したものでございます。

18、小学校屋内運動場への空調機の設置、1億1,520万800円は、より良い教育環境を確保しつつ、災害時、市民が安心して避難できる環境を提供するため、小学校の屋内運動場に、災害によるエネルギー遮断に対応した空調機を設置するための設計業務委託を行ったものでございます。

21、小学校給食費標準化支援事業、6,748万8,290円は、小学校給食費を大阪府平均水準まで改定するに当たり、給食費に対し市から支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ったものでございます。

25、通学路安全対策、3,681万601円は、児童が安全で安心して登下校できるよう、小学校の通学路における横断防止柵の設置及び必要箇所へのカラー舗装、劣化箇所の補修を行い、また、通学路等に設置した防犯カメラを運用したものでございます。

27、登校支援教室の運営及び移設、554万421円は、不登校の児童生徒に登校支援教室での様々な活動等を通じて自立を促し、社会に適応する力を育て、登校状況の改善を目指すとともに、設置場所を寝屋川市駅に近い中央幼稚園跡地へ移設することで、利便性の向上を図ったものでございます。

34、（仮称）こども専用図書館整備事業、3,902万9,000円は、寝屋川市駅前図書館を子育て支援機能を付加した（仮称）こども専用図書館とするための整備を進めたものでございます。

なお、16ページから51ページまでは、各費目の決算状況となっており、主要事業の決算の状況につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、52ページを御覧ください。

「令和6年度寝屋川市一般会計継続費の精算報告（教育委員会関係分）」につきましては、令和6年度をもって事業が完了した5件についての精算報告でございます。

まず、小中一貫校施設整備に係る建設等工事に伴う旧校舎棟解体等工事、全体計画額、実績額ともに8億4,454万7,000円でございます。

次に、小中一貫校施設整備に係る建設等工事に伴う旧校舎棟解体等工事監理等業務委託、全体計画額、実績額ともに3,762万円でございます。

次に、市立小中学校親子給食調理場建設工事、全体計画額、実績額ともに28億7,767万7,000円でございます。

次に、市立小中学校親子給食調理場建設工事監理業務委託、全体計画額、実績額ともに4,895万円でございます。

次に、第一中学校プール改修工事、全体計画額1億8,321万5,000円に対しまして、実績額1億8,321万4,900円でございます。

続きまして、53ページを御覧ください。

寝屋川市立図書館条例の一部改正につきまして、条文の朗読を省略させていただき、改正理由及び改正内容について御説明いたします。

55ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、改正理由につきましては、寝屋川市立こども図書館の開設に伴い、図書館事業の総合的かつ一体的な推進を図るためにございます。次に、改正内容につきましては、第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰下げ、第3条の次に次の1条を加えるものでございます。加える条文につきましては、「第4条 図書館（分館及び分室を含む。）においては、当該図書館の事業を行うに当たり、相互に及び寝屋川市立こども図書館の事業（寝屋川市立こども図書館条例（令和7年寝屋川市条例第号）第3条1項1号から3号までに掲げる事業に限る。）との連携を図るとともに、寝屋川市全体における図書館事業（各図書館の事業及び寝屋川市立こども図書館の当該事業をいう。）が総合的かつ一体的に推進されるよう努めるものとする。」ものでございます。

なお、附則として、この条例は、寝屋川市立こども図書館条例の施行の日から、施行するものでございます。

続きまして、56ページを御覧ください。

「令和7年度寝屋川市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係分）」につきましては、令和6年度実績に基づく国・府支出金等償還金など、前回の補正予算以降、

新たに生じた経費の追加補正を行うものでございます。

まず歳入でございます。

款：繰入金、項：基金繰入金、目：くらし・笑顔創生基金繰入金、減額補正88万3,000円につきましては、（仮称）こども専用図書館整備事業に係る、くらし・笑顔創生基金繰入金の減額補正でございます。

次に、款：市債、項：市債、目：教育債、補正額2,310万円につきましては、中央小学校内部補修等工事に係る設計業務委託、北小学校屋上防水改修工事、及び、第一中学校外壁改修等工事に係る設計業務委託に係る、義務教育施設整備事業債の追加補正2,570万円、並びに（仮称）こども専用図書館整備事業に係る社会教育施設整備事業債の減額補正260万円を合わせたものでございます。

続きまして、57ページ、歳出でございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：教育指導費、補正額19万9,000円につきましては、令和6年度子ども・子育て支援国庫交付金の精算に伴う償還金でございます。

次に、項：小学校費、目：学校管理費、補正額2,235万8,000円につきましては、経年による建物の構造耐力等を評価する耐力度調査における老朽化指摘箇所改修のための、中央小学校内部補修等工事に係る設計業務委託料265万円、及び、屋上防水の劣化により広範囲の雨漏りが発生していることから、改修工事を実施するための北小学校屋上防水改修工事1,970万8,000円を合わせたものでございます。

次に、項：中学校費、目：学校管理費、補正額643万5,000円につきましては、耐力度調査における老朽化指摘箇所改修のための、第一中学校外壁改修等工事に係る設計業務委託料でございます。

次に、項：社会教育費、目：図書館費、減額補正348万3,000円につきましては、（仮称）こども専用図書館整備事業において、請負業者から請求があった工事請負契約款第26条第6項に基づくインフレスライドに係る請負代金の変更について、協議が整ったことに伴う減額補正、及び、継続費の変更を行うものでございます。

次に、項：社会教育費、目：留守家庭児童会費、補正額319万8,000円につきましては、令和6年度子ども・子育て支援国庫交付金の精算に伴う償還金でございます。

続きまして、58ページ、継続費補正でございます。

款：教育費、項：社会教育費、事業名「（仮称）こども専用図書館整備工事」につきましては、請負業者から請求があった工事請負契約款第26号第6項に基づくインフレスライドに係る請負代金の変更について協議が整ったことに伴い、総額を4億4,180万円から4億3,831万7,000円に、令和7年度の年割額を4億1,718万4,000円から4億1,370万1,000円にそれぞれ変更するものでございます。

続きまして、59ページを御覧ください。工事請負契約の変更でございます。

「（仮称）こども専用図書館整備工事」は、令和6年12月市議会定例会において議決された当該請負契約において、契約金額の変更を行うものでございます。現下における社会情勢や経済・景気の動向の影響による建設資材の高騰等に鑑み、『工事請負

契約約款』に定める「インフレスライド条項」を適用し、契約金額を2,803万9,000円増額し、4億3,831万7,000円に変更するものでございます。

続きまして、60ページ、財産の取得でございます。

取得する財産は、校務用パソコン、財産の概要はノート型パソコン400台で、取得目的は校務用パソコンの更新を行うためございます。取得の方法は、制限付一般競争入札で、取得価格は4,137万3,090円、支払方法は、納入後一括払で、取得の相手方は、株式会社堀通信で、所在地及び代表者名は記載のとおりでございます。

続きまして、61ページ、財産の取得でございます。

取得する財産は、児童生徒学習用タブレット端末等、財産の概要は、G I G Aスクール構想に係るタブレット端末等5,583台で、取得目的は、G I G Aスクール構想に係るタブレット端末等の更新を行うためございます。取得の方法は指名競争入札で、取得価格は4億2,459万9,897円、支払方法は、納入後一括払で、取得の相手方は、ソフトバンク株式会社で、所在地及び代表者名は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

はい、山口委員。

○山口委員

14ページについて、全体の会計で教育費が10%以上占めているため、十分だと思いますが、昨年度と比較して減少した大きな原因の概要を教えていただいてもよろしいでしょうか。

○荒木教育長

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

令和5年度から令和6年度の減額につきましては、望が丘小中一貫校の校舎棟建設工事を令和5年度まで行っておりました。その建設費の減額が主な原因と考えております。

以上でございます。

○山口委員

ありがとうございます。

○荒木教育長

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第31号「市長からの意見聴取について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、議決事項に移ります。62ページでございます。

議案第25号「令和6年度教育に関する事務の点検・評価の結果について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第25号「令和6年度教育に関する事務の点検・評価に結果について」、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、市議会に報告書を提出するとともに、市民に公表するためでございます。

別冊資料の「令和6年度教育に関する事務の点検・評価報告書（案）」を御覧ください。

まず、1ページは、点検・評価の方法についてでございまして、点検・評価の対象は、「寝屋川市教育大綱」の実現に向け、計画的に施策・事業の取組を推進するため策定した「寝屋川市教育大綱実施計画」に基づく事業でございます。

次に、3ページ以降は、教育改革重点取組である「ディベート教育等の特色ある『寝屋川教育』の推進」から、「市民が活躍できる環境の整備」までの点検・評価の結果でございます。なお、個別の内容につきましては、すでに「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」において協議いただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見・御質問はございませんか。

では、ないようすでにお諮りいたします。

議案第25号「令和6年度教育に関する事務の点検・評価の結果について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に63ページでございます。

議案第26号「寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

はい、岡元課長。

○岡元社会教育推進課長

ただ今御上程いただきました、議案第26号「寝屋川市立学び館指定管理者選定委員

会委員の委嘱及び任命について」、寝屋川市立学び館条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会委員を委嘱及び任命するためでございます。

64ページを御覧ください。

今回、委嘱及び任命する委員をお示ししております。委員構成、氏名、経歴等はそれぞれ記載のとおりであり、任期は委嘱及び任命の日から学び館の指定管理者が指定された日まででございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見・御質問はございませんか。

では、ないようすでにお諮りをいたします。

議案第26号「寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は、全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいいたします。

では、ないようすで、これをもちまして、教育委員会9月定例会を終了させていただきます。